

特定非営利活動法人 紫桜 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人紫桜と言う。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、精神しょうがいのある人または精神しょうがいの疑いのある人（以下精神しょうがい者と略す）及び、触法者が地域で安心して生活できるよう又、再犯防止となるよう日常生活や社会生活における個別的な相談を行い、精神しょうがい者及び触法者の自立を支援し必要な環境を整えること及び精神しょうがい者問題、更生保護問題に対する社会的理解を促進する事業を行う。そして、そのことをもって精神保健福祉施策、更生保護施策の充実と地域の精神保健福祉、更生保護の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の促進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく日中一時支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、総会議決権を有する個人
- (2) 通常会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするもの、又は、通常会員から正会員となろうとするものは、理事長が定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ、副理事長を置くことができる。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員及び相談員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員及び相談員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は、理事長が任免する。
- 3 相談員は、正会員から選任することを原則とし、理事長が委嘱する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金等

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は構成をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終る。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする

理事長 三井 美千子

理事 河合 美里

理事 入江 朋代

理事 中野 寿彦

監事 清水 明

- 3 この法人設立当初の役員の任期は、第16条1項の規定にかかわらず、成立の日から令和5年6月30日までとする。
- 4 この法人設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、設立の日から令和5年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員・通常会員

年会費 個人 3,000円

団体 5,000円

(法第10条第1項第2号イ関係様式例)

役員名簿

特定非営利活動法人 紫桜

役職名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	みつい みちこ 三井 美千子		無
理事	かわい みさと 河合 美里		無
理事	いりえ ともよ 入江 朋代		無
理事	なかの としひこ 中野 寿彦		無
監事	しみず あきら 清水 明		無

(法第10条第1項第5号関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

障害者や触法者にかかわる施策は、福祉、医療、教育、年金、就労、まちづくりなど、多分野にわたっています。障害者や触法者本人の幸せはもちろん当事者だけでなくその家族も人間としての尊厳が尊重され、安心して暮らせることを望んでいます。そのためには当事者が孤立することなく、地域住民の理解や協力を得て主体的な活動を行うことが重要と考えます。また、触法者にたいしては、防犯や再発防止といった面での支援も同じく重要であると考えます。このような状況をふまえ、私たちは、特定非営利活動法人紫桜を設立し、障害者や触法者とその家族に対して障害福祉サービスの提供並びに医療・福祉・教育・生活など暮らしに関する相談助言や支援、調査・研究を行います。これらの事業により障害者や触法者とその家族の自立と社会参加の促進に大きく寄与することができると考えています。

また、単に障害者や触法者への既存のサービスを提供するだけでなく、私たち自身が当事者に対する、より正しい理解と、尊厳や人権に関する高い知識を育て、地域と障害のある人、触法者との良い橋渡し役となれるよう特定非営利活動法人としての活動の中で実現していく所存でございます。

2 申請に至るまでの経緯

- ・令和4年5月に発起人会を開き、設立の趣旨、定款、令和4年度及び令和5年度の事業計画及び活動予算書、設立当初の役員などについての案を審議。
- ・令和4年6月4日午後16時00分より設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、令和4年度及び令和5年度の事業計画及び活動予算、設立当初の役員などを提案し審議の上決定した。

令和4年6月14日

特定非営利活動法人紫桜
設立代表者

氏名 理事長 三井 美千子

(法第10条第1項第7号関係様式例)

令和4年度 事業計画書

法人成立の日から令和5年6月30日まで

特定非営利活動法人 紫桜

1 事業実施の方針

初年度は自立訓練事業所を金沢市に開設し市内の障害者に対し自立訓練サービスを提供する。

他の事業については、運営状況などを踏まえつつ、事業開始に向け準備を進めていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	自立訓練（生活訓練）事業	10月～6月	金沢市	常勤 4人 非常勤 0人	障害種別の 特定無し 5人	13,915
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業	未定 (法人設立後3年以内を目途に事業を総合的に支援開始に向けた準備を行う)					
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく日中一時支援事業	未定 (法人設立後3年以内を目途に事業を総合的に支援開始に向けた準備を行う)					

令和5年度 事業計画書

令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

特定非営利活動法人紫桜

1 事業実施の方針

2年度目も自立訓練事業所の運営を行う。

他の事業については、運営状況などを踏まえつつ、事業開始に向け準備を進めていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	自立訓練（生活訓練）事業	10月～6月	金沢市	常勤 4人 非常勤 0人	障害区別の 特定無し 5人	14,815
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業	未定 (法人設立後3年以内を目途に事業開始に向けた準備を行う)					
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく日中一時支援事業	未定 (法人設立後3年以内を目途に事業開始に向けた準備を行う)					

(法第10条第1項第8号関係)

令和4年度 活動予算書
法人成立の日から令和5年6月30日まで

特定非営利活動法人紫桜

科目	金額 (単位:円)		
I 経常収益の部			
1 受取会費			
正会員受取会費	30,000	30,000	
2 事業収益			
障害福祉サービス事業収入	12,600,000		
利用者負担金	2,835,000	15,435,000	
3 利息収入			
受取利息収入	0	0	
経常収益計			15,465,000
II 経常費用の部			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	8,280,000		
法定福利費	828,000		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			
通信費	180,000		
会議研修費	45,000		
水道光熱費	90,000		
備品消耗品費	1,000,000		
車両燃料費	90,000		
車両管理費	90,000		
地代家賃	2,232,000		
保険料	80,000		
雑費	1,000,000		
事業費計		13,915,000	
2 管理費			
租税公課	0		
諸会費	0		
管理費計		0	
経常費用計			13,915,000
当期経常増減額			1,550,000
IV 経常外費用			
法人税、住民税及び事業税		71,000	
経常外費用計			71,000
当期正味財産増減額			1,479,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			1,479,000

(法第10条第1項第8号関係)

令和5年度 活動予算書
令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

特定非営利活動法人紫桜

科目	金額 (単位: 円)		
I 経常収益の部			
1 受取会費			
正会員受取会費	30,000	30,000	
2 事業収益			
障害福祉サービス事業収入	12,600,000		
利用者負担金	2,835,000	15,435,000	
3 利息収入			
受取利息収入	0	0	
経常収益計			15,465,000
II 経常費用の部			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	9,280,000		
法定福利費	928,000		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			
通信費	180,000		
会議研修費	45,000		
水道光熱費	90,000		
備品消耗品費	1,000,000		
車両燃料費	90,000		
車両管理費	90,000		
地代家賃	2,232,000		
保険料	80,000		
雑費	800,000		
事業費計		14,815,000	
2 管理費			
租税公課	0		
諸会費	0		
管理費計		0	
経常費用計			14,815,000
当期経常増減額			650,000
IV 経常外費用			
法人税、住民税及び事業税		71,000	
経常外費用計			71,000
当期正味財産増減額			579,000
設立時正味財産額			1,479,000
次期繰越正味財産額			2,058,000